

## 入札参加資格制限措置の概要

## 1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	パナソニック産機システムズ株式会社（代表取締役 右近 貞治）
	法人番号 8010501032913
住 所	東京都墨田区押上1-1-2

## 2. 措置期間

令和 7年 2月 17日 ～ 令和 7年 3月 16日（ 1か月 ）

## 3. 事実概要

当該業者は、実務経験を充足しない者を工事現場に主任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められることから、建設業法第28条第3項の規定に基づき、令和7年1月31日に関東地方整備局より、営業停止命令の監督処分を受けた。

## 4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の4（建設業法違反行為）に該当するため。

## 【入札参加資格制限措置要綱別表第2の4】

措 置 要 件	期 間
<b>（建設業法違反行為）</b> 4 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

## 問い合わせ先

福島県総務部入札監理課  
福島県福島市杉妻町2-16  
（電話）024-521-7899